

おもな感染症一覧表

もしかかったら・・・学校をお休みしてください。



桜井市立安倍小学校

下の一覧表に上げた病気は、学校感染症といわれ、たとえ軽症でも登校できません。かかったら、定められた出席停止期間、または医師の許可があるまで、家庭で安静にしてください。これらは、法律で定められた「出席停止」で欠席扱いにはなりません。下記のような病気の疑いのある場合は、必ず医師の診察を受けるとともに、学校に連絡してください。(医師の診断書はいりません。)



第1種・・・法定感染症で特殊なもの。出席停止期間は完全に治癒するまで。

第2種・・・学校で多くみられる感染症。出席停止期間は病気により異なる。ただし、病状により学校医またはその他の医師において伝染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

第3種・・・第1種・第2種以外のもので、学校で流行しやすいもの。出席停止期間は病状により学校医またはその他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルク病、急性灰白髄炎(ポリオ)、重傷急性呼吸器症候群(SARS(サーズ)、コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1であるものに限る)	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医またはその他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
※ただし、第2種は、病状により学校医またはその他の医師において、感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。		
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O157など) 流行性角結膜炎(プール病・はやり目) 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	病状により学校医またはその他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 伝染性紅斑(りんご病) 手足口病 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス・ロタウイルスなど) アタマジラミ 水いぼ(伝染性軟疣腫) とびひ(伝染性膿痂疹)	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患 かかりつけ医師の意見により、申し出があれば出席停止の扱いとしてもよい(医師の診察を受け、指示に従ってください)

※ 2012年4月1日改正により、インフルエンザ・百日咳・流行性耳下腺炎の出席停止期間が見直され、髄膜炎菌性髄膜炎が第2種に追加されました。